

兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱

(開催)

第1条 アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、県民並びに医療従事者に対する情報提供及び人材育成等について、アレルギー疾患対策関係者から広く意見を求めることを目的として、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 兵庫県におけるアレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関する事。
- (2) 多様なアレルギー疾患に対する診療連携体制に関する事。
- (3) 県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関する事。
- (4) 医療従事者の人材育成に関する事。
- (5) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策推進計画の策定に関する事。
- (6) その他アレルギー疾患対策に関する事。

(構成)

第3条 協議会構成員（以下「構成員」という。）は、別表の関係機関並びに関係団体の代表者をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の議事進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、兵庫県健康福祉部参事（医療担当）（以下「医療担当参事」という。）が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ医療担当参事の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、協議会が開催される前に委任状を医療担当参事に提出しなければならない。
- 3 医療担当参事が必要と認めたときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び協議会資料は原則として公開とする。

(部会の開催)

第6条 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取（又は意見交

- 換)が必要な場合は、部会を設置することができる。
- 2 部会に招集する構成員は医療担当参事が指名する。
 - 3 部会の議事を進行するため、部会構成員の互選により、部会座長を選任する。
 - 4 部会の運営については、「第5条」の規定を準用する。

(謝金)

第7条 構成員(県の職員である構成員を除く)及び構成員の代理人(県の職員である代理人を除く)が協議会及び部会に出席したときは、謝金を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。

(旅費)

第8条 構成員及び構成員の代理人が協議会及び部会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年度アレルギー疾患対策事業の実施状況

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

1 県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討等を行う。

【実施状況】

	開催年月日	内 容
第1回	令和元年6月27日(木) 【構成員参加者：15名】	① 令和元年度アレルギー疾患対策事業の実実施計画 ② 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の策定 ③ その他
第2回	令和2年2月13日(木) 【構成員参加者：17名】	① 令和元年度アレルギー疾患対策事業の実実施状況 ② 令和2年度アレルギー疾患対策事業 ③ 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の策定 ④ その他

2 人材育成事業

アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修を実施する。

- (1) 日 時 令和2年1月19日(土) 14:00～16:30
 (2) 場 所 神戸女子大学ポートアイランドキャンパス D館
 (3) 参加人数 128名

3 情報提供事業

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、県民や関係機関に対してアレルギー疾患に関する適切な情報提供に取り組む。

- (1) 県アレルギー疾患連絡協議会の開催状況を公開(含議事録)
 (2) 公財) 日本アレルギー協会が主催する「市民公開講座」などアレルギー疾患に係る研修会・講習会の開催案内の掲載
 (3) 防災ハンドブックの配布(アレルギー拠点病院・市町・健康福祉事務所)
 (4) 食物アレルギーのひみつの冊子配布
 (アレルギー拠点病院・市町・健康福祉事務所)
 (5) アレルギーポータルチラシ・ポスターの配布(市町・健康福祉事務所)

4 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、指導等

拠点病院等に委託して、医学的見地による助言、支援を実施する。

- (1) 対象施設・・・公立の幼稚園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所(認可)、認定こども園(幼稚園型を除く)
 私立学校、無認可保育所
 (2) 対 象 者・・・教職員、養護教諭、栄養教諭、保育士、調理員、看護師等
 (3) 相談内容・・・①学校生活等での対応、②校外行事・宿泊を伴う活動、③学校給食の対応(食物アレルギー対応)、④保育所内における生活上の注意点
 (4) 相談実績・・・平成31年4月1日～実施(担当：神戸市立医療センター中央市民病院)
5件(2020年2月1日現在)

	所在地	区分	相談者	相談内容
1	明石市 公表：可	保育園	園長	家庭では小麦を摂取しているため、除去を解除したいが、保護者が忙しいため医師に相談できていない。 どのようにすすめていくべきか。
2	丹波市 公表：可	中学校	栄養教諭	豚肉アレルギーは肉加工食品の豚脂やポークブイヨンの豚骨も除去すべきか。青魚アレルギーは皮や身の色によって区別せず、魚全般を除去すべきか。
3	伊丹市 公表：不可	小学校	養護教諭	ぜんそく発作のある児童の健康管理について、学校生活の注意点をおしえてほしい。発作の誘因因子や体育参加時の配慮、ぜんそく発作時の吸入以外の対応方法を知りたい。
4	川西市 公表：可	無認可 保育園	保育士	寒冷じんましんで重症化した場合、どのタイミングで受診すべきか。
5	豊岡市 公表：可	保育園	看護師	食物アレルギーの意識が低い保護者に対して、どのようにアプローチしたらよいか？

5 患者や家族会に対する講習会

患者やその家族に対して、正しい知識の普及啓発や患者を支える家族のメンタルケアなど、県アレルギー疾患医療連絡協議会や関係団体と連携しながら、市民講座等の講習会等を実施する。

日時：令和元年11月28日（木）9：30～12：30

場所：姫路城の西公民館 研修室（姫路市岡町33）

対象者：アレルギー疾患患者・家族等（姫路食物アレルギーの会オリーブ）

参加者：10名

内容：エピペン講習会

講師：地方独立行政法人神戸市民病院機構

神戸市立医療センター西市民病院 小児アレルギーエデュケーター渡木綾子

6 アレルギー疾患に関する診療等ガイドラインの普及アンケート結果について

アレルギー疾患に関する診療等ガイドラインの普及を図ることにより、県民がより適切な地域医療を受けられるよう医療の均てん化を図る

対象施設 兵庫県アレルギー科標榜病院 50病院

結果 回答率 58%（29病院）

項目	対象施設数	アトピー性皮膚炎診療ガイドライン2018年版	アレルギー診療ガイドライン2016年版	小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2017	喘息予防・管理ガイドライン2018	食物アレルギー診療ガイドライン2016
ガイドライン所持施設数	50	24	22	22	25	25
ガイドライン所持率(%)	29	82.8	75.9	75.9	86.2	86.2
ガイドラインに基づく診療施設数	50	25	25	23	25	25
ガイドラインに基づく診療率(%)	29	86.2	86.2	79.3	86.2	86.2

令和元年度 アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議について【報告】

- 1 日時 令和元年12月15日(日) 16:00~18:00
- 2 場所 パシフィコ横浜会議センター 5階(501・502)
- 3 参加者 神戸大学医学部附属病院 西村 善博
兵庫県立こども病院 田中 裕也
兵庫医科大学病院 松井 聖
神戸市立医療センター中央市民病院 岡藤 郁夫
兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 牧野 智香子
- 4 内容
 - (1) アレルギー疾患対策の現状について
厚生労働省健康局 がん・疾病対策課
 - (2) 各都道府県アレルギー疾患医療拠点病院のアンケート結果について
厚生労働省健康局 がん・疾病対策課
アンケート内容・・・連携施設有無、医療従事者数、現在の診療の状況
 - (3) 「都道府県アレルギー疾患対策拠点病院モデル事業」採択事業者による
取り組み状況
 - 国立病院機構 三重病院
 - 千葉大学医学部附属病院
 - 福井大学医学部附属病院
 - 近畿大学病院
 - 藤田医科大学 ばんたね病院
 - (4) 中心拠点病院の事業について
 - 国立成育医療研究センター
 - 国立病院機構 相模原病院臨床研究センター
 - (5) 10ヶ年戦略について
東京慈恵会医科大学
 - (6) 全体討論、その他、事務連絡など





全国アレルギー疾患医療拠点病院 アンケート

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

2019年12月15日 第2回全国アレルギー疾患医療拠点病院会議 於：パシフィコ横浜

アンケートの概要

【目的】

現状の都道府県アレルギー疾患医療拠点病院のアレルギー診療の現状を確認する

【調査病院】

2019年8月現在において都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定を受けた28都府県54病院

【調査期間】

2019年9月30日～10月23日 回収率：98%（53病院）

【アンケート内容】

- ・ 連携施設の有無
- ・ 拠点病院としてアレルギー診療に関連する医療従事者数
- ・ 現在のアレルギー診療の状況について

都道府県アレルギー拠点病院 (2019年11月末 現在)

31都府県 59病院

青森県	弘前大学医学部附属病院
宮城県	東北大学病院 宮城県立こども病院
岩手県	岩手医科大学附属病院 国立病院機構盛岡医療センター
山形県	山形大学医学部附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	東京慈恵会医科大学附属病院 東京医科歯科大学医学部附属病院 国立成育医療研究センター 東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター 横浜市立みなと赤十字病院
新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院 富山大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院
山梨県	山梨大学医学部附属病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 静岡県立総合病院 静岡県立こども病院 静岡済生会総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 浜松医療センター

愛知県	名古屋大学医学部附属病院 名古屋市立大学病院 藤田医科大学病院 藤田医科大学ばんだね病院 愛知医科大学病院 あいち小児保健医療総合センター
三重県	国立病院機構三重病院 三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県立小児保健医療センター
和歌山	和歌山県立医科大学附属病院 日本赤十字社和歌山医療センター
大阪府	近畿大学病院 大阪はびきの医療センター 大阪赤十字病院 関西医科大学附属病院
兵庫県	神戸大学医学部附属病院 兵庫医科大学病院 兵庫県立こども病院 神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
岡山県	南岡山医療センター 岡山大学病院
広島県	広島大学病院
徳島県	徳島大学病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院

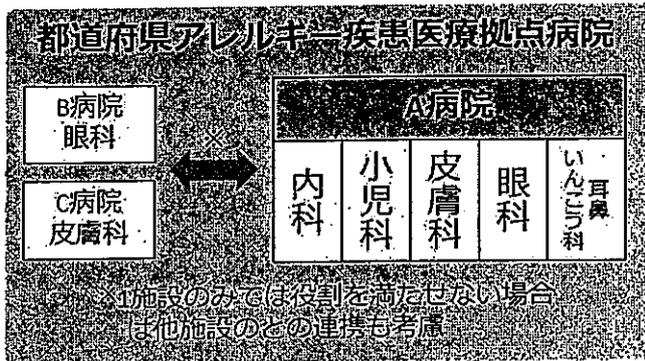
拠点病院の連携施設の在り方

都道府県拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の医師が常勤していることが求められる。常勤しない診療科がある場合、他の医療機関の診療科を合わせて選定することで、拠点病院との選定基準を満たすものとする。

平成29年7月 「アレルギー疾患利用提供体制の在り方に関する検討会」報告書

・県内の拠点病院同士で連携している場合もあり

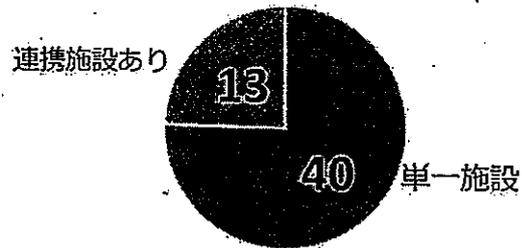
(例) 三重県



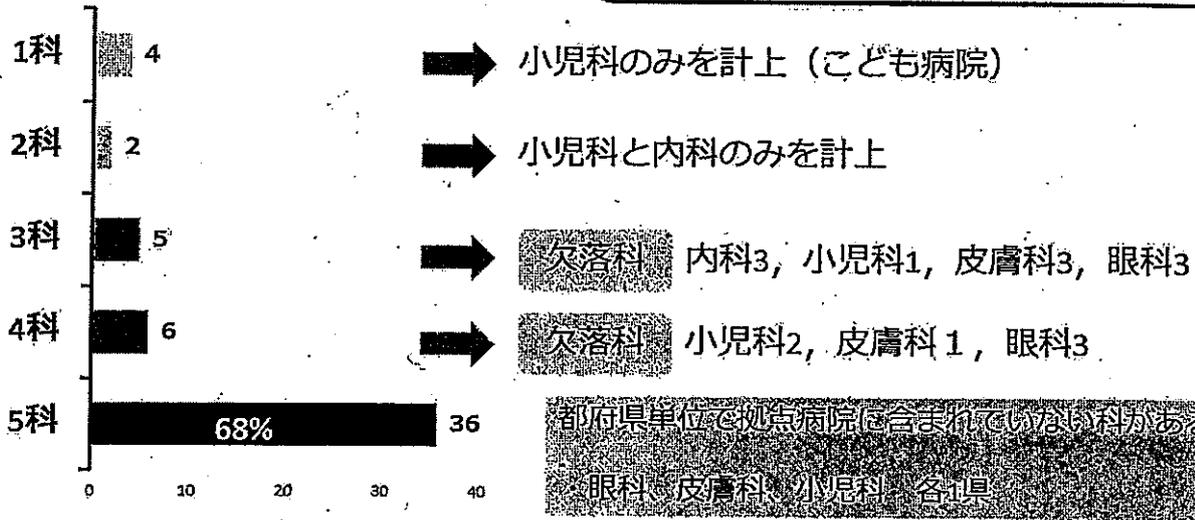
各都道府県拠点病院で、5科がそろわないときは、連携病院や拠点病院同士の連携などを考慮することが望ましい

拠点病院のアレルギー診療科数

拠点病院の連携施設の状況



アレルギー診療科数



拠点病院の担当医師数 アレルギー学会員・専門医・指導医

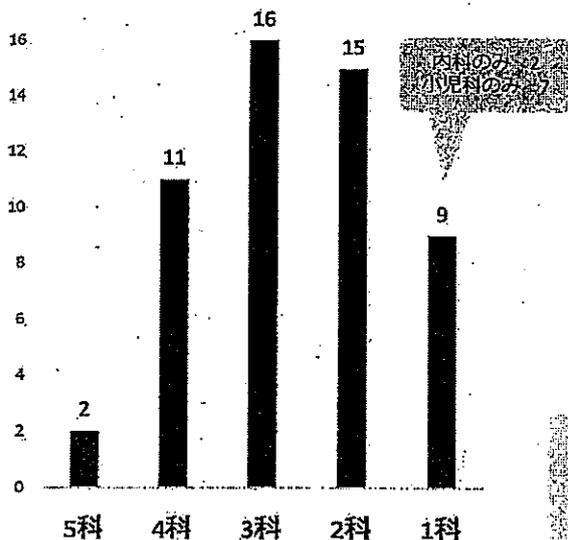
各診療科の医師においては、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師であることが望ましい

平成29年7月 「アレルギー疾患利用提供体制の在り方に関する検討会」報告書

日本アレルギー学会認定専門医：平均 8.9名 (最大 28名、最小 2名)

各科専門医の診療施設数 ※連携施設も含めた人数

施設数



専門医在籍施設	
内科	43
小児科	46
皮膚科	26
耳鼻科	23
眼科	3

眼科のアレルギー専門医は少なく、各病院の眼科医師との連携が必要

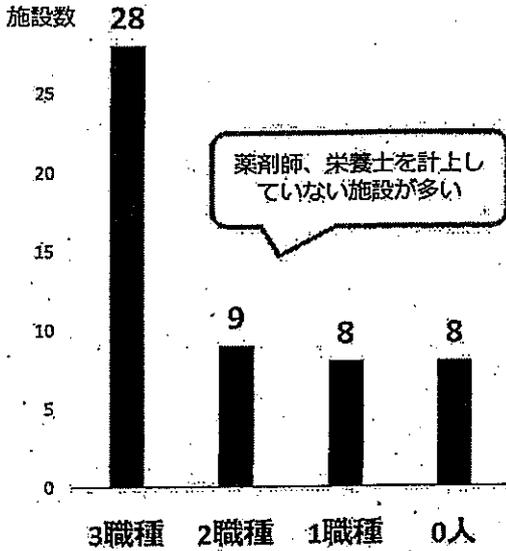
拠点病院の担当メディカルスタッフの職種

都道府県拠点病院には、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい

平成29年7月 「アレルギー疾患利用提供体制の在り方に関する検討会」報告書

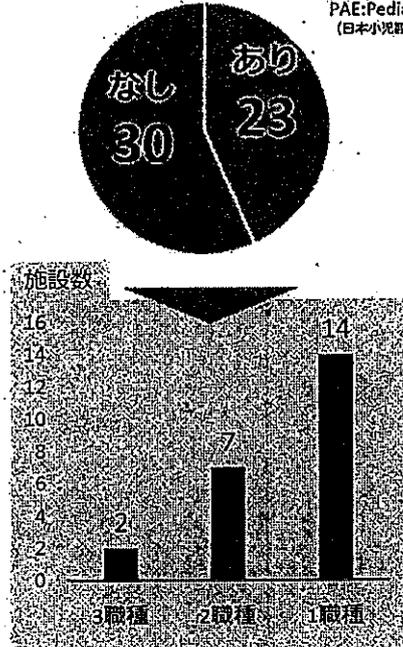
メディカルスタッフ職種数

3職種：看護師、栄養士、薬剤師



PAEが在籍する施設

PAE: Pediatric Allergy Educator
(日本小児科アレルギー学会認定制度)



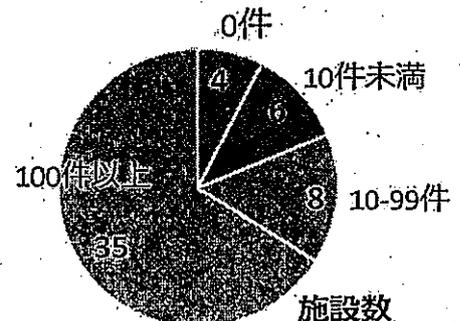
現在の診療内容 診断・検査

A項目：拠点病院として実施すべき事項	はい	いいえ
血液検査 (IgE抗体・特異的IgG抗体検査) をしている	53	0
プリックテストをしている	51	2
パッチテストをしている	49	4
肺機能検査をしている	53	0
呼吸NO2測定をしている	52	1
アトピー性皮膚炎の診断をしている	53	0
アトピー性皮膚炎の重症度判定をしている	53	0
重症及び難治性アレルギー性皮膚疾患の診断をしている	51	2
アレルギー性鼻炎の診断をしている	53	0
下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の診断をしている	50	3
アレルギーが関与する眼疾患の診断をしている	47	6
食物経口負荷試験をしている	49	4
食物経口運動負荷試験をしている	45	8
B項目：将来的に実施することが望ましい事項		
気道過敏性検査をしている	37	16



内、3項目以上A項目を満たさない施設：4施設

食物経口負荷試験実施数 (年間)



現在の診療内容：治療

A項目：拠点病院として実施すべき事項	はい	いいえ
アレルギー免疫療法をしている（皮下）	49	4
重症・難治性気管支ぜん息の治療（生物学的製剤を使用）	52	1
重症・難治性アトピー性気管支炎の治療（生物学的製剤の使用）	46	7
下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道炎疾患の治療	47	6
重症・難治性の眼領域アレルギー疾患の治療	36	17

A項目を
満たさない施設

23

A項目を
すべて満たす施設

30

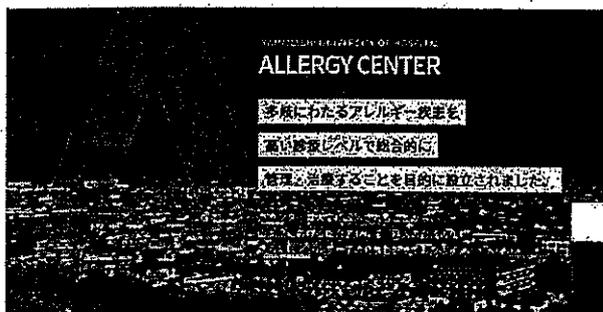
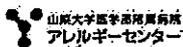
内、3項目以上A項目を満たさない施設：2施設

B項目：将来的に実施することが望ましい事項	はい	いいえ
アレルギー免疫療法をしている（皮下）	35	18
その他		
気管支熱形成術の治療（内科）	21	32
好酸球性副鼻腔炎の手術（耳鼻科）	42	11

平成29年7月 「アレルギー疾患利用提供体制の在り方に関する検討会」別添2より

アレルギーに関する情報提供

情報提供	はい	いいえ
患者やその家族に対する講習会等の定期的な実施をしている	47	6
都道府県と協力し、地域住民に対して啓発活動を実施している	41	12
アレルギー拠点病院としてのホームページがある	18	35



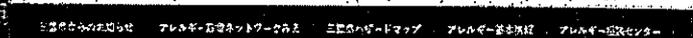
山梨大学医学部附属病院
アレルギーセンター

行政と拠点病院で連携した情報提供を

- ✓ ウェブサイトの連携（相互リンク）
- ✓ 相談事業の連携
- ✓ 啓発活動の連携

国立病院機構三重病院
アレルギーポータルみえ

アレルギーポータルみえ



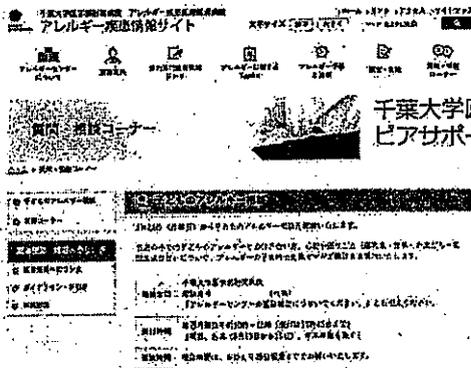
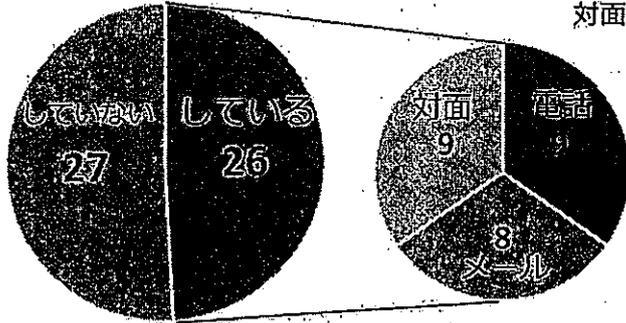
三重県の
アレルギー診療情報を
発信します。



拠点病院における相談事業

拠点病院における相談事業の実施

対面：市民公開講座の際や、保健所等で実施



アレルギー疾患の講演と無料相談会
スキンケア教室～つるつるお肌を作る～

日時 3月16日(土)
14時～16時

場所 AOSSA 6階
福井市交流プラザ601

第1部 医療講演会 14時～

第2部 スキンケア教室 15時～

入場 無料

福井大学医学部附属病院
無料相談会、スキンケア教室

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

▶ 拠点病院の選定要件

- 都道府県拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の医師が常勤していることが求められる。
- 常勤しない診療科がある場合、他の医療機関の診療科を合わせて選定することで、拠点病院との選定基準を満たすものとする。
- 都道府県拠点病院には、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい

▶ 拠点病院の役割

① 診療

- 診断困難な症例や重症・難治性アレルギー性患者に対して、複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う

② 情報提供

- 患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供

③ 人材育成

- 都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修
- 保健師、栄養士、学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習

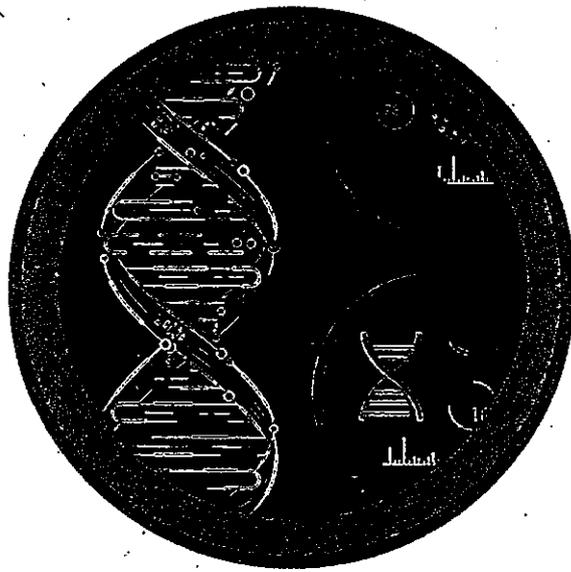
④ 研究

- 都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、疾患対策の推進を支援
- 国が長期的、戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等への協力

改めて、自身の拠点病院の役割について、確認し、課題に対して取り組みのご検討をお願いいたします

免疫アレルギー疾患研究10か年戦略 2030

～「見える化」による安心社会の醸成～



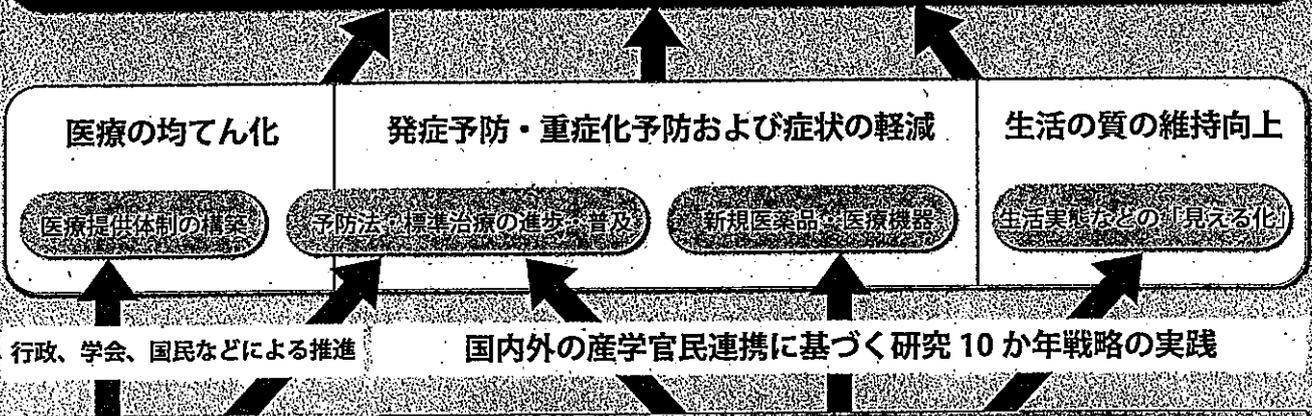
研究 10 か年戦略のビジョンと位置づけ

【ビジョン】

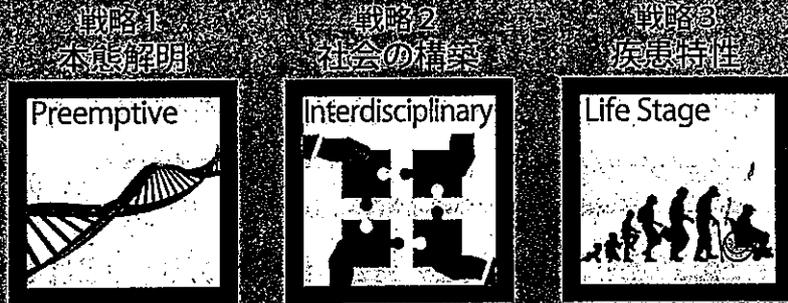
産学官民の連携と患者の参画に基づいて、免疫アレルギー疾患に対して「発症予防・重症化予防による QOL 改善」と「防ぎ得る死の根絶」のために、「疾患活動性や生活満足度の見える化」や「病態の『見える化』」に基づく層別化医療および予防的・先制的医療の実現」を通じて、ライフステージに応じて、安心して生活できる社会を構築する。

【位置づけ】

免疫アレルギー疾患に対して、安心して生活できる社会の構築



アレルギー疾患医療
提供体制に関する在り方
検討会報告書



免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略

Keyword

■ QOL (Quality of Life)

治療や療養生活を送る患者の肉体的、精神的、社会的、経済的活動を含めた、総合的な「生活の質」を意味します。病気による症状や治療の副作用などにより、患者は治療前と同じように生活できなくなることがあります。治療法を選ぶときには、治療効果だけでなく QOL を保てるかを考慮していくことも大切です。

■ 見える化

状況や問題点などを、普段から誰にでも確認できる状況にしておくことで、様々な問題に気づき、改善しやすいようにすることです。

■ 層別化医療 (Precision Medicine)

ある疾患に属する患者を、いくつかの集団に分類し、各集団に適した治療法を選択することを目的とした医療のこと。精密医療ともいいます。

■ 予防的・先制的医療 (Preemptive Treatment)

本報告書では、Preemptive Treatment を予防的・先制的医療と記載しています。ある疾患の発症リスクが高い人に対し、発症前から医学的介入を行うことによって、発症を未然に防ぐことを目的とした医療を指します。

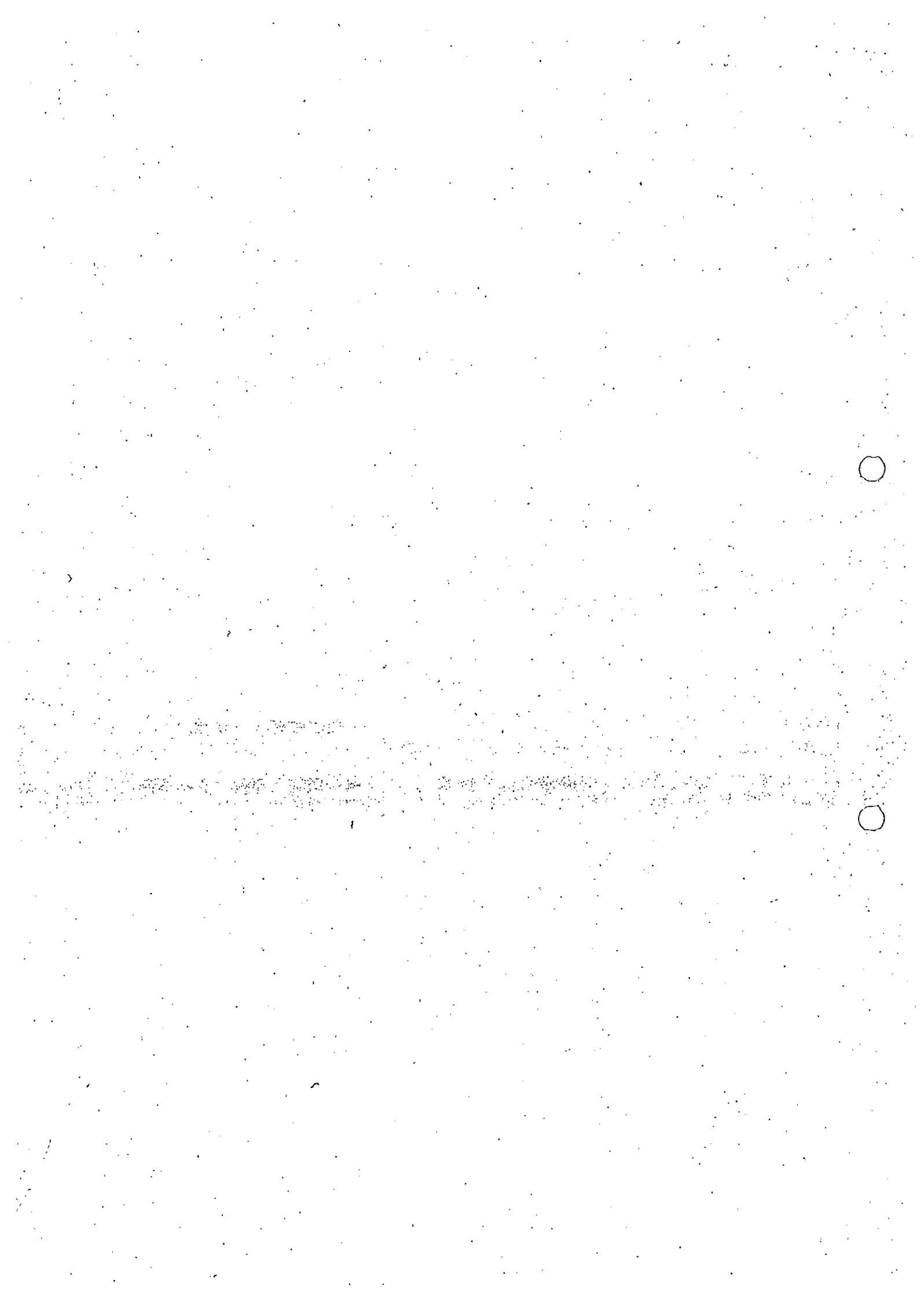
■ 疾患活動性

症状や機能障害の程度であり、病気の勢いのこと。客観的な数値(スコア)などで表すことにより、治療の効果などを評価するのに役立ちます。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画
 意見募集期間 : 令和元年12月27日～令和2年1月16日
 意見等の提出件数 : 2件(2人)

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	第4章 3(1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及	都市伝説のように間違っ たアレルギーの情報もあ るため、民間療法も含めて 正しい知識等を周知して ほしい。	1	【既に盛り込み済み】 アレルギー疾患患者やその家族、関係機 関等が重症化の予防や病状の軽減につい て、医学的知見に基づいたアレルギー疾患 に関する正しい情報が入手できるようホー ムページを活用した情報提供や啓発資材等 を利用した周知、講演会や講習会開催情報 の発信を行っていきます。
2	第4章 2(1) 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院の選定	既存の喘息ゼロ作戦の組 織を発展させ、ワンチーム を作ること	1	【既に盛り込み済み】 アレルギー疾患医療の拠点となる「アレ ルギー疾患医療拠点病院」4病院を選定し ており、当該病院と日々のアレルギー疾患 医療を行っている診療所や一般病院との間 の診療連携体制の整備を行います。
	第4章 2(2) 兵庫県アレルギー疾患医療準拠点医療機関の選定	準拠点医療機関へのサポ ートが必要ではないか。	1	【今後の取組みの参考】 拠点病院と連携できる体制にすることは 計画に盛り込んでいるが、詳しい内容につ いては、今後準拠点医療機関に関する要綱 等を策定する予定であり、具体化してい きます。



【令和2年度】アレルギー疾患対策事業

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

1 事業目的、効果等

アレルギー疾患は国民の二人に一人が罹患していると言われており、中には急激な症状の悪化を繰り返すなど、日常生活に影響を及ぼすことも多い。

このような背景から、平成27年12月にアレルギー疾患対策基本法が施行され、平成29年3月にはアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の告示があり、その中で地方公共団体はその責務として地域の特性に応じた施策を実施することが定められている。また、平成29年7月には厚生労働省の検討会における報告書（「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」）が取りまとめられ、都道府県にはアレルギー疾患医療拠点病院ならびにアレルギー疾患医療連絡協議会の設置が求められた。

これらを踏まえ、連絡協議会を中心とした医療提供体制の整備、人材育成、情報提供さらには長期的視野にたった兵庫県アレルギー疾患対策推進計画を策定し、地域の実情に応じた総合的なアレルギー疾患対策を推進する。

2 事業内容**(1) 県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算 R1：515千円→R2：515千円）**

診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討等を行う。

① 構成員

拠点病院、県医師会、県小児科医会、県眼科医会、県耳鼻咽喉科医会、県皮膚科医会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会、小児アレルギーエデュケーター、市長会、町村会、県教育委員会、患者会

② 開催回数 2回/年程度**(2) 人材育成（予算 R1：423千円→R2：423千円）**

① アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修を実施する。
(2018～)

対象：医師、薬剤師、看護師、栄養士

② 学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習を実施する。

(3) 情報提供（予算 R1：304千円→R2：294千円）

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、県民に対してアレルギー疾患に関する適切な情報提供に取り組む。

① 患者や家族に対する講習会を実施する。(2019～)

② 県民に対する啓発として、県ホームページを活用した情報提供をする。

**(4) 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、指導等
(予算 R1：370千円→R2：370千円)**

拠点病院等に委託して、医学的見地による助言、支援を実施する。

(5) 兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の策定 (予算：R1：168千円→R2：なし)

(6) 花粉飛散状況調査研究事業 (予算：R1：1,000千円→R2：900千円)

① 花粉飛散状況調査

県立健康科学研究所及び検査室設置健康福祉事務所（宝塚・龍野・豊岡・洲本）の5か所で花粉飛散状況の定点観測を実施する。また、観測対象花粉を増加するとともに観測時期を通年観測とする。

② 県ホームページでの情報発信等

定点測定の結果を速やかに報告するほか、花粉症の予防対策等について広く周知を行う。また、花粉情報を県ホームページ以外にも関係機関（日本気象協会関西支社等）に速やかに提供するなど、広く県民に情報提供することで、花粉症の早期予防に役立てる。

【事業実施予定表】

事業名		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
1	県アレルギー疾患医療連絡協議会	○	○	○	○	○	○	
2	人材育成	○	○	○	○			
	医療従事者の研修							
	学校、児童福祉施設等の教職員等の講習		○	○	○			
3	情報提供	患者や家族会に対する講習会		○	○	○		
		地域住民に対する啓発	ホームページ	○	○	○	○	○
			パンフレット	○				○
4	推進計画の策定	調査	○					
		計画の策定		○				
5	学校、児童福祉施設等における対応への助言、指導	○	○	○	○	○		
6	花粉飛散状況調査研究事業	○	○	○	○	○	○	

3 令和2年度予算 (予定)

2,502千円 (国庫1/2) (令和1年度予算：2,780千円)